



熊本県公報

号外 第 5 9 号
平成 28 年 6 月 22 日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 参議院熊本県選出議員通常選挙において選挙運動に関し支出することができる制限額…………… (選挙管理委員会) 1
- 直接請求の連署基準数 (選挙時) …………… (//) 1
- 直接請求の連署基準数 (選挙時) …………… (//) 1
- 個人演説会等の施設の指定…………… (//) 2
- 政見放送を行わない候補者の経歴放送の取扱い…………… (//) 2

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 5 5 号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 194 条の規定により、平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙における選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

平成 28 年 6 月 22 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

43, 266, 300円

熊本県選挙管理委員会告示第 5 6 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づくその総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数が 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成 28 年 6 月 22 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の 50 分の 1 30, 102
その総数が 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 288, 137

熊本県選挙管理委員会告示第 5 7 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 80 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数及びその総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成 28 年 6 月 22 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の 3 分の 1 の数

選挙区名	
熊本市第二選挙区	60, 888
八代市・八代郡選挙区	39, 942
人吉市選挙区	9, 493
荒尾市選挙区	15, 205
水俣市選挙区	7, 354
玉名市選挙区	18, 979
天草市・天草郡選挙区	26, 515
山鹿市選挙区	15, 321
菊池市選挙区	13, 955
宇土市選挙区	10, 466
上天草市選挙区	8, 377

宇城市・下益城郡選挙区	20, 175
阿蘇市選挙区	7, 770
合志市選挙区	15, 756
玉名郡選挙区	12, 174
菊池郡選挙区	19, 688
阿蘇郡選挙区	11, 056
上益城郡選挙区	24, 802
葦北郡選挙区	6, 744
球磨郡選挙区	15, 962

その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

選挙区名	
熊本市第一選挙区	137, 209

熊本県選挙管理委員会告示第 58 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定に基づき個人演説会等の施設として新たに次の施設を指定する旨の報告があつたので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 28 年 6 月 22 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地
熊本市	白川地域コミュニティセンター	熊本市中央区新屋敷 1 丁目 18 番 27 号
熊本市	隈庄地域コミュニティセンター	熊本市南区城南町宮地 1041 番地 1

熊本県選挙管理委員会告示第 59 号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙において政見放送を行わない候補者の経歴放送の取扱いを、次のとおり定める。

平成 28 年 6 月 22 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

政見放送を行わない候補者の経歴放送については、政見放送を行うすべての候補者の政見放送が終わった直後に続けて行うものとする。政見放送を行わない候補者が 2 人以上ある場合の経歴放送の順序は、熊本県選挙管理委員会がくじで定めるものとし、このくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりとする。

- 1 場 所 熊本県選挙管理委員会室
熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 3 階
- 2 日 時 平成 28 年 6 月 22 日午後 6 時 30 分から行う参議院熊本県選出議員通常選挙における候補者の政見放送の放送日時を定めるくじの後、引き続き行う。